

(別紙2)

審査基準

令和7年度マイルール運転動画の制作・配信業務委託にかかる提案競技の審査基準及び審査方法を次のとおり定める。

(1) 各審査委員は下記の評価項目、評価基準に基づき審査を行う。

(2) 各項目5点満点で採点し、項目に応じ加重する。

大変優れている(5点)、優れている(4点)、普通(3点)、やや劣っている(2点)、劣っている(1点)

評価項目	評価基準	審査点 (ア)	加重 (イ)	配点 (ア) × (イ)
業務目的 の理解	・仕様書の内容を明確に理解しているか。 ・提案内容は事業の目的との整合性がとれているか。	5	3	15
企画	・動画の内容が、ターゲットに行動変容を促す効果的な内容になっているか。	5	3	15
	・ターゲットに向けた広告媒体の選定は妥当であるか。	5	2	10
	・ターゲットに情報が届く・伝わる工夫がなされているか。	5	2	10
効果測定	・事業を推進するなかでどのようなデータを取得しどのような示唆を出すために分析し、県の知見として蓄積するのか構想が示されているか。	5	2	10
実施体制	・スタッフ、人員、会社の運営体制が充実しており、県からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。 ・連携企業がある場合は、連携企業の役割が明確になっているか。	5	2	10
業務遂行 能力	・実施方法に具体性があり実現可能なものとなっているか。 ・専門的な知識やノウハウを有しているか。 ・過去に同種または類似の事業を受託した経験があり、本事業を実施するにあたり高い効果が期待できるか。	5	3	15
作業工程	・無理なく業務遂行ができるスケジュールが組まれているか。	5	1	5
見積	・算定根拠は明確に示され、妥当な内容となっているか。 ・動画制作、広告費用(広告媒体原価+管理運用費)、効果検証の予算配分は、3:6:1の割合が目安となっているか。	5	2	10
合計(満点)				100